

やってみよう！
やってみたい！
なんにでも挑戦する
気持ちを育てます



できた！
次はきっとできるよ！
失敗体験と成功体験
がら得るものを見
大切にします

遊びごとの全てが経験

楽しい「遊び」を通じて、自分の得意なことを知り、たくさん誉めてもらって、自信につなげる経験を積み重ねることで、自分以外の人へ目が向くようになります。

人と、自分の得意なことや楽しいことを共有したいと思うことがコミュニケーションの第一歩です。

ぴーすでは、保育士がお子様一人ひとりをたくさん誉め、その特性に合わせて、自分自身の喜怒哀楽を表現しつつも、相手の喜怒哀楽を知っていく機会を多く持ち、周りの人との関わり方をサポートしていきます。

生活面ではひとつひとつの行為を一緒に丁寧に行うくり返しで、無理なく「ひとりで」を身につけていきます。普段の生活からSSTとABAを積み重ねることを大切に思っています。様々な活動を通して学ぶ喜びを共に重ねていきたいです。

お子様や保護者の方々の「こんなことしてほしい！」といった要望にも、できる限り柔軟に対応していきます。



体育館が
できました！



見学・体験・利用相談、随時受け付けております

☎0470-63-0009

一般社団法人 Peace&Piece

児童発達支援
放課後デイサービス

ぴーす

〒298-0003 千葉県いすみ市深堀1602-8

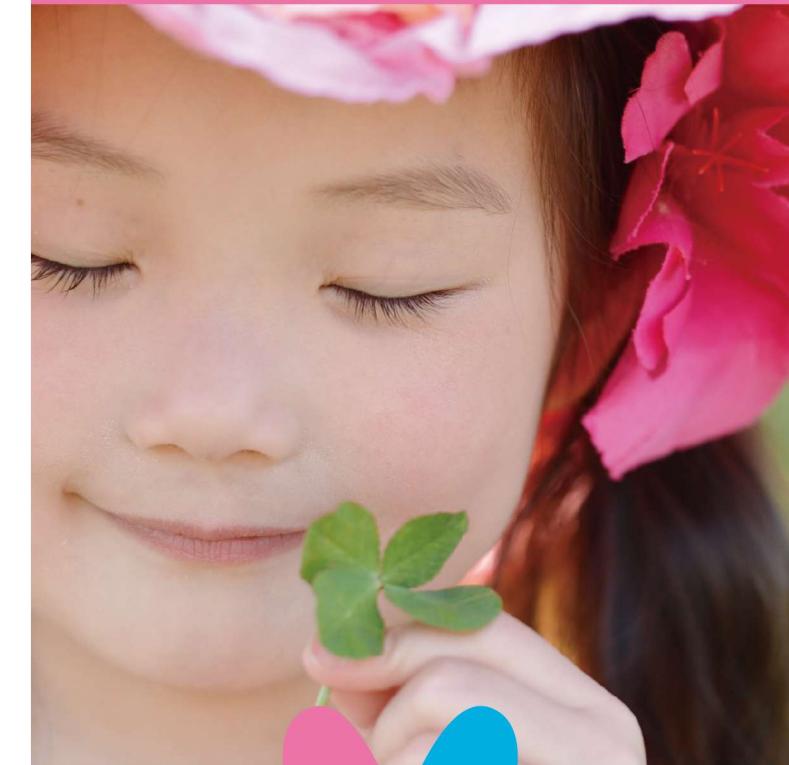
放課後デイサービス ぴーす2

〒298-0003 千葉県いすみ市深堀1602-13

Mail u_u@peacepiece-smile.com

URL https://peacepiece-smile.com/

一般社団法人
Peace&Piece



児童発達支援
放課後等デイサービス

ぴーす・ぴーす2

日中一時支援事業

お気軽にご相談ください

児童発達支援 + 放課後等デイサービス

対象者 発達に心配のある未就園児・就園児・就学児（障害者通所支援受給者証が必要）

営業時間 月曜日から土曜日（祝日を除く）9:00～18:00

土曜日に開所する場合は事前にお知らせします（月1～2日程度）



サービス提供時間

児童発達支援 9:00～15:00

個別療育 9:00～15:00の間（1時間程度）

定員 ぴーす：児童発達支援・放課後等デイサービス合わせて10名

ぴーす2：放課後等デイサービス10名

利用料金 サービス提供にかかる総費用の1割分（世帯により上限あり）

サービス提供時間

平日 授業終了後 14:30～17:30

学校休業日 9:00～17:00



両サービス
共に
送迎あり

サービスの内容

成長や発達に心配があるお子様に対して個々の特性に応じた療育・サポートを行い、お友達との関わり方や、日常生活に役立つ力が身につくよう、季節の行事や製作活動等を通じて、お子様にとってわかりやすい一日のスケジュールや作業工程を提示し、ご自宅にいるような安心した環境でサポートを受けられるようにしていきます。
長時間一緒に過ごす中でその日のその子の集中可能な時間をチャンスと捉え個別療育を行います。

1日の流れ

児童発達支援

〈朝から利用〉

9:00 来所、支度、自由遊び
10:00 朝の会（手遊び・うた・遊戯）、



11:00 集団・個別プログラム

12:00 お弁当、絵本

13:00 休息

14:00 おやつ、帰りの会（読み聞かせ・うた）、



15:00 降所

利用時間等はご相談ください

1日の流れ

放課後等デイサービス

〈平日〉

学校修了後
15:00 おやつ
15:30 集団プログラム
16:00 個別プログラム
宿題・自由遊び
17:00 帰りの会（うた・一日の振り返り）
17:30 降所



〈休業日〉

9:00 来所、支度
10:00 朝の会（うた等）室
10:30 集団・個別プログラム
12:00 お弁当、読書
13:00 宿題・個別ワーク
14:00 集団・個別プログラム
15:00 おやつ
15:30 集団活動
16:30 帰りの会（うた・一日の振り返り）掃除
17:00 降所

個別療育

個別療育は保育士ならではの経験を生かし、手づくりの教材を使ってのプログラムや1対1のあそびを行います。



協力医：医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院小児科
医療法人社団 翠業の会 外房こどもクリニック

ご利用までの流れ

通所サービス受給証をお持ち出ない方

① サービス利用の申請をします

市町村にサービス利用の申請をします。
市町村の申請窓口で、本人の状態・生活環境・かかりつけ医師の確認などを調査します。

② 相談事業を選んで契約します

相談支援事業所は、市町村や「ぴーす」の紹介する事業所などから選んでご依頼ください。

③ サービス等利用計画書を作成・提出します

相談支援事業所にて、「サービス等利用契約書」を作成し、市町村に提出します。

④ サービスの利用を開始します

サービス支給決定の通知を受けましたら、サービスを利用することができます。

⑤ 「ぴーす」と契約をします

ご利用が決まりましたら「ぴーす」と契約します。